

# 一般社団法人子どもいじめ防止学会 設立記念大会



開催日：2025年7月12日（土）～13日（日）

会場：東京経済大学

大会長：野村武司（東京経済大学現代法学部教授）

**一般社団法人 子どもいじめ防止学会**

## 一般社団法人子どもいじめ防止学会 設立記念大会

### 大会長からのご挨拶



子どもいじめ防止学会は、多くの方からの支援も頂き、2023年4月に設立されました。いじめによって学校に行けなくなってしまったり、当たり前前の日常が送れなくなったり、ときに自らの命を絶ったりする子どもの事件が報じられるたびに心が痛みます。多くの専門家がこれに向き合い、そのメカニズムの解明、いじめへの対応や防止策など、それぞれの専門分野からの研究も重ねられてきました。しかし、専門横断的な研究のプラットフォームがこれまでなく、異なる分野の研究者、現場の教員等も含む多職種の専門家が一堂に会した形で取り組む学会の設立が求められてきました。こうして設立されたのが、子どもいじめ防止学会です。

設立から2年の猶予を頂く形になりましたが、ここに、設立記念大会を開催することができることになりました。すでに、当学会は、教育、心理、ソーシャルワーク、医療、法律の研究者、そして教員を含む実務家に名前を連ねていただいておりますが、多くの知見を共有するには、まだまだ小規模にとどまっています。本大会も規模を抑えた形の大会になるとは存じますが、学会設立の趣旨にふさわしい形で、多職種連携をキーワードにした企画で構成させていただきました。

子どもは、学齢期を迎えると、多くの時間を学校で過ごすこととなります。学校では、同じ学年、学年を超えた関係をつくり、先生の人間的な働きかけを通じて、自らを表現しながら、学び、成長をしていきます。それが豊かなものであることを誰もが願っているところですが、逆に、こうした関係であるが故に、いったんいじめが発生すると、生涯に亘って影響を与える危険性も有しています。いじめの問題は、学校現場で懸命に取り組まれており、教育専門性は期待されますが、他方でそれだけでは限界があります。同様に、心理、ソーシャルワーク、医療、法律の専門性は、関わり方に違いを持ちながら、いじめ問題にとって有用な知見を提供していますが、やはり限界があります。

子どもが命を大切にされ、豊かに過ごし成長していけるよう、子どもいじめ防止学会での分野を超えた取組みが、子どものいじめ問題解決の一助になればと考えております。

2025年7月

一般社団法人 子どもいじめ防止学会理事長  
東京経済大学現代法学部教授（学部長）  
野村 武司

# 概 要

## 第1日目 7月12日(土)

理事会 11:00～11:30 2号館2階 B202

会員総会 11:30～12:00 2号館3階 B301

昼食 12:00～13:00

※お弁当の用意は御座いませんが、会員休憩室2号館2階B206および3階B302を飲食にご利用頂けます。

シンポジウム・記念講演 13:00～17:15 2号館3階 B301

懇親会 17:30～19:00 進一層記念館

※当日参加も可能です。ご希望の方は受付にて4000円をお支払いください。

## 第2日目 7月13日(日)

記念講演 10:00～11:20 2号館3階 B301

教育講演 11:30～12:30 2号館3階 B301

昼食 12:30～14:00

※お弁当の用意は御座いませんが、会員休憩室2号館2階B206および3階B302を飲食にご利用頂けます。

分科会（Ⅰ，Ⅱ並行開催） 14:00～16:00

分科会Ⅰ 2号館1階 B101

分科会Ⅱ 2号館2階 B201

## 交通案内図

### 【会場】

東京経済大学 国分寺キャンパス

〒185-8502 東京都国分寺市南町 1-7-34

TEL. 042-328-7711（代表）

### ■会場地図



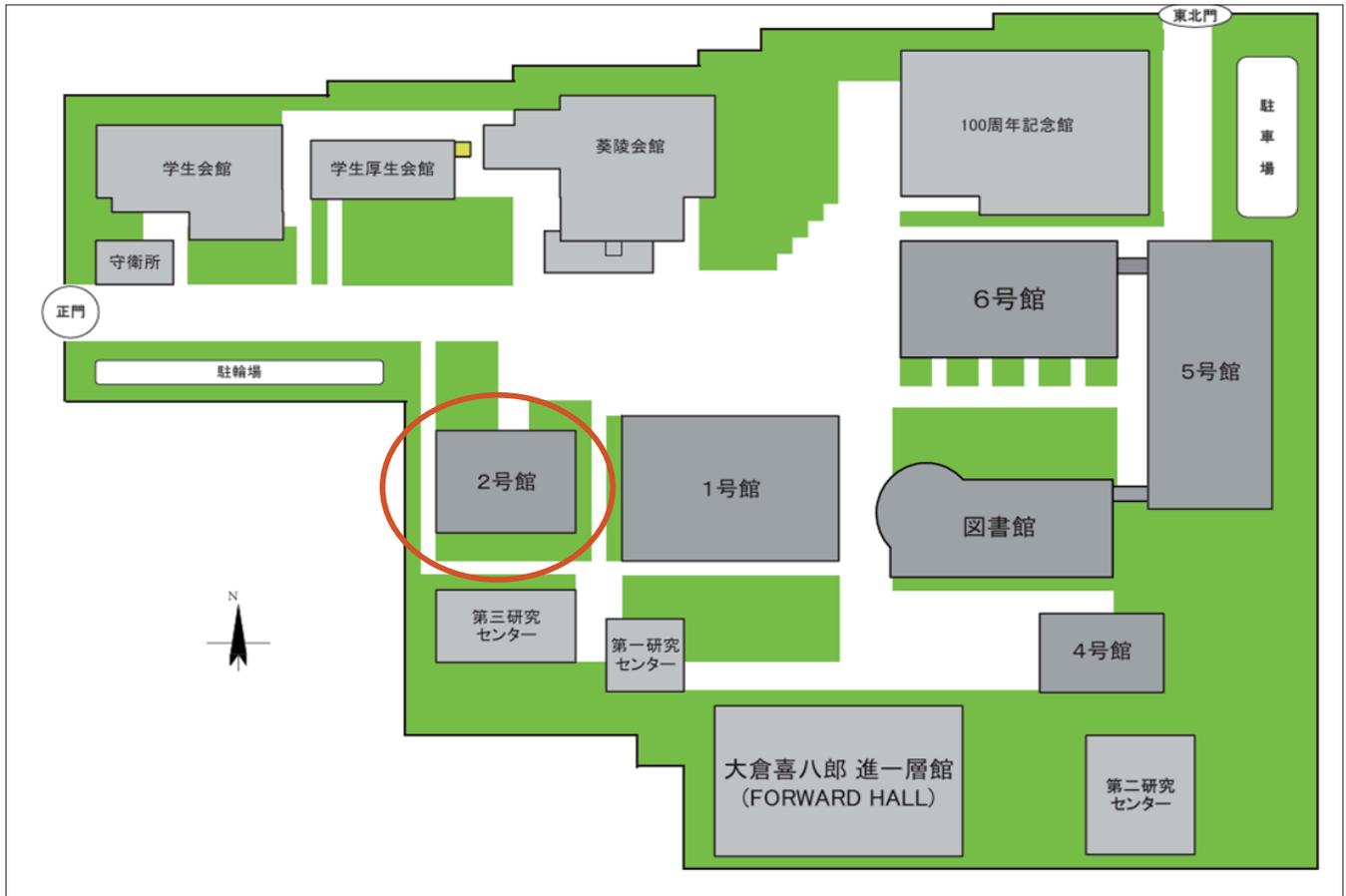
### ■ アクセス

#### 国分寺キャンパスへの行き方

JR 中央線「新宿駅」から「特別快速」電車で、「国分寺駅」まで約 21 分、「快速」電車で 31 分です。

JR 中央線、西武国分寺線・多摩湖線「国分寺駅」南口より徒歩 12 分です。 ※ご来校の際は、公共交通機関をご利用願います。 ※タクシーをご利用の場合は、東北門へお回りください。

## 大学構内案内



### ■ 受付

2号館エントランスホール

### ■ 各会場

1日目 シンポジウム B301 (2号館3階)

2日目 特別講演 B301 (2号館3階) / 分科会Ⅰ B101 (2号館1階) / 分科会Ⅱ B201 (2号館2階)

### ■ 喫煙所

図書館裏 (5号館寄り) をご利用ください。

### ■ 飲食

・ B206 (2号館2階) をご利用ください。

・ 両日も生協等の売店は休業しており、自動販売機のみ利用できます。2日目はオープンキャンパス来場者用に開店しているため、学会出席者は利用できません。ご了承ください。(ランチマップをご用意しています)

### ■ 通信 (Wi-Fi)

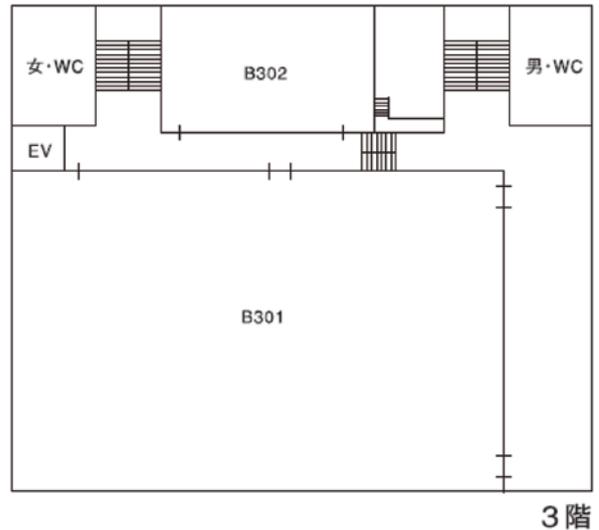
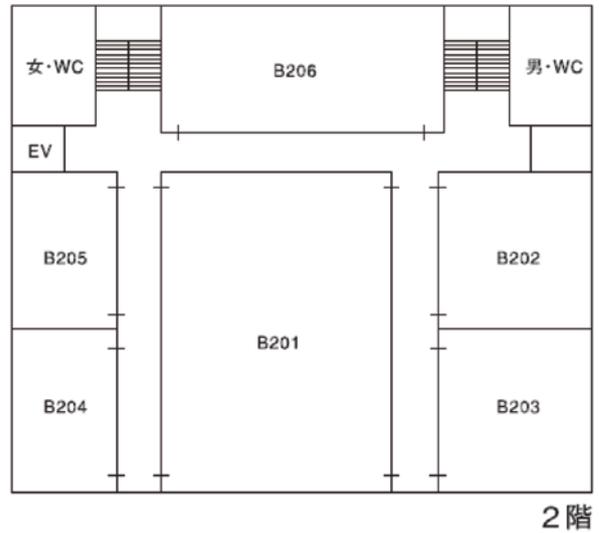
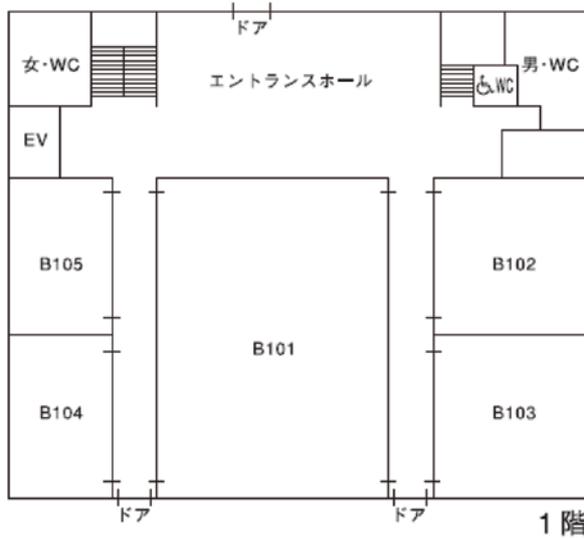
学内にはフリー Wi-Fi がありません。

・ eduroam をお持ちの方 → ご利用可能です。

・ eduroam をお持ちではない方 → Wi-Fi 利用の ID を発行いたします (無料)。受付にお申し出ください。

## 会場配置図

### 2号館(B)



## 参加手続き



<https://forms.gle/SnCE4zZCufJrQPLB7>

お手数ですが、上記の QR コード (Google form) の登録をよろしくお願い致します。

## 2025年7月12日（土）

11:30～12:00 総会

13:00～13:25 子どもいじめ防止学会設立に当たっての挨拶  
野村武司（子どもいじめ防止学会理事長、東京経済大学）

13:25～13:45 行政説明：こども家庭庁  
星 匡哉（こども家庭庁支援局総務課企画官）

14:00～17:15 記念シンポジウム：いじめから子どもの命を守る

14:00～14:30 記念講演：いじめから子どもの命を守るために  
尾木直樹（教育評論家・法政大学名誉教授）

14:30～17:15 シンポジウム：旭川いじめ自殺事件をふり返る  
野村武司（東京経済大学、弁護士・埼玉弁護士会）  
伊東亜矢子（弁護士・第二東京弁護士会）  
仲真紀子（心理学・理化学研究所）  
齋藤 環（精神科医・筑波大学名誉教授）  
尾木直樹（教育評論家・法政大学名誉教授）  
司会：榎屋二郎（児童精神科医・東京医科大学）  
和久田学（教育学・子どもの発達科学研究所）

17:30～19:00 懇親会

2025年7月13日（日）

10:00～11:20 特別講演：いじめ研究の国際比較とわが国のいじめ研究

榎屋二郎（児童精神科医・東京医科大学）  
司会：和久田学（教育学・子どもの発達科学研究所）

11:30～12:30 教育講演：いじめと学校

藤川大祐（教育方法学・千葉大学）  
司会：八木淳子（児童精神科医・岩手医科大学）

14:00～16:00 分科会：各分科会平行開催

コーディネーター

住友 剛（教育学・京都精華大学）

柳 優香（弁護士・福岡県弁護士会）

報告者 曾我智史（弁護士・兵庫県弁護士会）

寺田千栄子（社会福祉士・精神保健福祉士・北九州市立大学）

今井 聖（社会学・琉球大学）

テーマ 子どもの権利保障につながる調査委員会運営とは？

～重大事態調査の現状と課題、今後あるべき方向性を考える

コーディネーター：石川悦子（心理学・こども教育宝仙大学）

鬼澤秀昌（弁護士・第二東京弁護士会）

報告者 牧野晶哲（社会福祉学・白梅学園大学）

佐藤牧子（養護教諭・東京学芸大学附属小金井小学校）

テーマ 子ども中心に、それぞれの視点で、次の一歩を考える

～いじめにおける多職種連携を題材に



## 社会総がかりで取り組むいじめ対策に向けて

星 匡哉

こども家庭庁支援局総務課企画官

この度の子どもいじめ防止学会の設立を心よりお祝い申し上げます。

いじめが社会問題として認識されるようになったのは1980年代と言われており、国、学校設置者、学校現場によって様々な対策が講じられてきました。また、平成25年にはいじめ防止対策推進法が施行され、同法に基づき策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」では、対策の基本的方向性や具体的内容が示されることとなりました。

基本方針の冒頭には、法の制定の意義が次のように記載されています。

- ・いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、法が制定されたのは社会総がかりでいじめの問題に対峙するためであること

法の施行から10年以上が経過しますが、いじめの重大事態の件数が近年過去最多を更新し、深刻な事案が度々生じている現状に鑑みると、課題の克服は道半ばと言えるでしょう。

令和5年4月には「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が発足しました。様々な困難を抱える子どもや家庭に対する切れ目ない支援の一環として、いじめ対策はこども家庭庁の重要なミッションの一つに位置付けられており、現在は、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた開発・実証事業を実施するほか、重大事態の調査報告書の分析・検討を通じていじめの重大化要因を明らかにする等の取組を推進しています。いじめへの対応を学校や教育委員会のみ委ねるのではなく、首長部局や地域住民も関わる社会総がかりの取組としていくことが、今後の目指すべき方向性になると考えています。

今後、子どもいじめ防止学会が発展されることをお祈り申し上げますとともに、皆様の生み出す知見や実践により、いじめの問題が克服され、こどもが健やかに成長できる社会が実現することを心より願っております。

### 略 歴

2007年文部科学省入省。原子力規制、学校施設整備、広報、行政改革、いじめ・自殺対策、健康教育・食育、高等教育などに従事。途中、厚生労働省及び福井県教育庁に出向。2025年4月より現職。

現在は、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくり、いじめの重大化要因等の分析・検討、重大事態調査に関する第三者性確保に向けた取組など、学校だけでなく、地域全体でこどもを支援する観点からいじめ対策を推進するほか、首長部局による不登校児童生徒への支援やこどもの自殺対策にも従事している。

## 子どもいじめ防止学会・第1回大会記念シンポジウム いじめから子どもの命を守る～旭川いじめ自殺事件をふり返って

2021年に、いじめを原因として自殺した旭川市の女子生徒の事件は、報道においても大きく取り上げられ、SNS等でも拡散され、広く知られることとなった。こうした報道や拡散が影響力を持つ中で、いまだに不正確な情報により印象づけられた事件のまま記憶されており、冷静に捉えられないままになっている。

この事件は、当該生徒に向けられた思春期における性への興味、当該生徒の居場所を失うことを恐れる不安、発達に課題を持つ子どもへの不理解と不寛容等が重なる中で生じたいじめの事件であり、学校や教育委員会、医療機関、警察の対応・不対応について課題を残した事件である。

こうしたことを踏まえ、旭川市の再調査に関わった再調査委員会の委員全員が登壇をする形で、それぞれの職種からの視点、アプローチの仕方、そして課題について、議論をする。本件は、決して特殊なケースではない。どこでも常に生じる事件として、その教訓を残すことができればと考えている。

記念講演：いじめから子どもの命を守るために

尾木直樹（法政大学名誉教授）

シンポジウム：旭川いじめ自殺事件をふり返る

尾木直樹（同上）、野村武司（東京経済大学）、伊東亜矢子（第二東京弁護士会）、斎藤環（筑波大学名誉教授）、仲真紀子（理化学研究所）

各報告とも、開示すべきCOIはありません。

また、本件をシンポジウムで取り上げることについて、また、上記報告者がそれぞれ報告することについて、遺族及び遺族代理人から承諾を得ています。



## いじめから子どもの命を守るために

尾木 直樹

臨床教育研究所「虹」

2011年に滋賀県大津市で起きたいじめ自死事案で私が「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」の委員を務めてから約10年。2021年に北海道旭川市で起きたいじめ自死事案において「旭川市いじめ問題再調査委員会」委員長として調査に携わる中、この10年でいじめの様相が大きく変化してきていることを痛感した。ネット社会の急速な発達により、今日のいじめのほとんどにネットやSNSが使用されている。その結果、いじめがこれまで以上に大人目から見えにくくなってしまった。加えて、性への関心が高まる時期に人権意識と関連付けた性教育が行われていないことで、ネット上にあふれる不正確な性の情報によって子どもたちの認識が歪み、性的ないじめ被害も深刻化している。

こうしたネット社会を前提とした際に今求められるのが、人権教育を基盤に性に関わる幅広い知識を科学的な知見に基づいて学ぶ「包括的性教育」と、優れたデジタルの使い手になるための力を身に着ける「デジタル・シティズンシップ教育」である。いじめに関する原理原則をふまえながら、いじめから子どもの命を守るために必要なことは何か。未来への展望を考える。

### 略 歴

1947年滋賀県生まれ。早稲田大学卒業後、私立海城高校、東京都公立中学校教師として22年間創造的な教育実践を展開。その後22年間大学教育に携わる。

2004年に法政大学キャリアデザイン学部教授に就任。2012年4月同大学教職課程センター長・教授。定年退官後、現在は法政大学名誉教授。

「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」委員、「旭川市いじめ問題再調査委員会」委員長など歴任。包括的性教育が学校で実践されることを目指し周知・啓発、普及活動を行う「一般社団法人包括的性教育研究協議会」を2023年に設立し、ポータルサイト「CSE HUB」を開設するなど、教育に関わる様々な分野で活動を行っている。

# シンポジウム：旭川いじめ自殺事件を振り返る

7月12日（土）14：30～17：15



## いじめの基本的理解と認定

野村 武司

東京経済大学・獨協地域と子ども法律事務所

いじめの調査に際して、①事実認定、②いじめの認定、③いじめが結果の原因になっているかの認定が求められる。特に、いじめ重大事態調査において、これらは報告書の骨格をなすものである。

法律家の常識としては、②は、①により認定された事実を、規範に当てはめて認定し、③は、②により認定されたいじめが結果の原因になっているかどうかを認定するものである。留意すべきは、①の認定すべき事実は、いじめをどのように理解するかと関連していること、また、法律の世界では、③は、予見可能性を基準として判断するのが通例であるが、いじめの調査においては、必ずしも同様ではないということである。

いじめ防止対策推進法において、いじめは、「影響ある行為」で、「心身の苦痛を感じているもの」とされている。そうすると、①においては、「影響のある」可能性のある行為がきちんと認定されているかどうか、そして、②においては、（法律家がしばしば行う行為の評価ではなく）これらのうち、「心身の苦痛を感じているもの」であるかどうかを決め手として認定するということになる。詳しくは、伊東報告で明らかにされるが、「影響」、「心身の苦痛」は法律家の域を超えるものであるが、他方で、これらが人間関係を背景として生じることから、事実認定としては、あわせて人間関係の認定が求められる。

③であるが、いじめ防止対策上の原因論は、「誰にどこまで責任を負わせられるのか」という法律的原因論と異なり、全容解明を前提として、再発防止を図るものであることから、「いじめがなければ結果が生じたかどうか」というものでなければならない。ただし、結果は・いじめから時間の経過のうちに起こることも多く、その場合、いじめによる「心的苦痛」の影響範囲の評価が問題になることから、これもまた法律家の域を超える。詳細は、仲報告、斎藤報告で明らかにされる。

以上を踏まえて、いじめ問題において、各認定がいかにあるべきかを明らかにするとともに、多職種で関わることの意義を明らかにする。

### 略 歴

東京経済大学現代法学部教授（学部長）。専門は、行政法、教育法、子ども法。川崎市をはじめとして、子ども権利条例の制定に多く関わる。いじめ重大事態の第三者調査委員会の経験は豊富である。子どもいじめ防止学会理事長。日弁連子どもの権利委員会幹事、川崎市代表人権オンブズパーソン、中野区子どもオンブズマン、子どもの権利条約総合研究所副代表。「いじめ重大事態調査委員会はどうあるべきか—課題と検討」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利の新たな地平』（子どもの権利研究第31号、日本評論社）、「学校におけるいじめの対応」精神医学63巻2号（2021年2月号、医学書院）などがある。



## いじめにおける事実と認定

伊東亜矢子

三宅坂総合法律事務所

いじめ防止対策推進法における「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめの訴えがあった場合、まず行うべきことは、事実としてどのような行為があったか、また、それにより行為の対象となった児童等がどのように心身の苦痛を感じたか、を探ることである。その際、児童等相互の（被害を訴える者、加害とされた者のみならず、周囲の児童等も含めた）人間関係の下で起きた事象を捉える必要があり、行為の軽重のみで安易に傷付きを過小評価したり、児童等が苦痛を口にしない（できない）ために傷付きがなかったと判断することなどはあってはならない。客観的な資料による裏付けがないことについても、そのことのみで安易に“認定できない”とすることはできないが、さりとて一方当事者の供述のみで軽々に判断することもまた避けなければならない。いじめにおける事実と認定について、重大事態の第三者調査のみならず、スクールロイヤーとして日常にかかわる相談対応の経験もふまえ、悩みと自分なりの対処についてお伝えしたい。

利益相反（COI）：本発表に関する開示すべきCOIはありません。

### 略 歴

---

2002年に弁護士登録し（第二東京弁護士会所属）、医療機関／介護施設からの相談対応、人事労務関連事案の対応、子どもの権利に関する活動（電話・面接・SNSによる相談対応、個別事案の代理人対応、第二東京弁護士会子ども・学校ADRのあっせん人、スクールロイヤーなど）を主軸として業務に携わっている。いじめの重大事態に関する第三者調査への関与を契機として本学会の立上げ時から監事として参画している。

# シンポジウム：旭川いじめ自殺事件を振り返る 7月12日（土）14：30～17：15



## 子どもの声に耳を澄ませる—司法面接と SNS—

仲 真紀子

理化学研究所 / 人間環境大学 / 立命館大学

筆者は心理学を専攻し、司法面接の研究をしている。司法面接とは、犯罪や虐待の被害にあったとされる児童から、正確な情報を、できるだけ負担なく聴取する方法である。認知心理学や発達心理学の知見にもとづき、誘導や暗示のない聞き取りを行い、録音録画として正確に記録する。

司法面接の真髄は、被面接者である子どもから最大限の自由報告を得ることである。自由報告とは、本人に自分の言葉で語ってもらうことであり、そのために面接者は「何がありましたか。あったことを最初から最後まで、全部話してください」「うんうん、それから」「そのことをもっと話して」などのオープン質問を用いる。

本当は、当該生徒の言葉を「うんうん、それで」「もっと話して」と聞いたかった。それは叶わなかったが、生徒は SNS を通して声を発していた。委員会は失踪までの約 15 ヶ月間の SNS のやりとりの提供を受け、2,589 のエントリ（34,835 文字）を分析した。

そこには苦しみへの言及が繰り返されていた。被害時につけられたとされる「死にたくもないのに死ぬってうんじゃねえよ」という言葉は、字義的に 3 度繰り返されていた。「怖、悪、いじめ、恥、死、辛、性、疲、悲、汚」などの文字が含まれる発話をカウントし、時系列上にプロットしたところ、これらの言葉は継続的に現れ、特に「怖」は「学校、塾、部活、クラス、先輩、先生」が怖い、から「みんなに会うこと、前の学校でのことを思い出すこと」が怖い、そして「迷惑をかけること、きられること、愛想をつかされること」が怖いへと広がり「一人が怖い、自分が恐ろしい、何もかもが怖い」などの記述も認められた。「しにたい、しにてえ、いなくなりたい」などの言葉は繰り返され、失踪した日の最後のやりとりは「ねえきめた 今日死のうと思う」である。

亡くなる前に聞き取ることはできなかったが、今生きている子どもが発する声には耳を澄ませたい。

【COI と倫理的配慮】本発表に関する開示すべき COI はありません。報告で紹介する内容は、関係者への倫理的配慮のもとに実施された分析です。

### 略 歴

お茶の水女子大学大学院博士課程人間文化研究科単位取得退学、学術博士（お茶の水女子大学）。千葉大学講師／助教授、東京都立大学助教授、北海道大学教授、立命館大学教授を経て現職。日本発達心理学会代表理事、法と心理学会監事。専門は発達心理学、認知心理学、法と心理学。研究テーマは記憶、コミュニケーション、司法面接。2008 年より児童相談所職員、警察官、検察官等を対象に司法面接研修を行い、2020 年より立命館大学司法面接研修事業を実施。著書に「子どもへの司法面接—考え方・進め方とトレーニング」（有斐閣）、「法と倫理の心理学—心理学の知識を裁判に活かす：目撃証言、記憶の回復、子どもの証言」（培風館）等。

# シンポジウム：旭川いじめ自殺事件を振り返る 7月12日（土）14：30～17：15



## いじめ被害の精神医学的検討

斎藤 環

筑波大学名誉教授、つくばダイアログハウス

いじめ被害の経験は、「後遺症」ともいふべき精神症状をはじめとして、さまざまな負の影響を生涯にわたりもたらすリスクがある。しかし残念ながら、この種の長期的な「後遺症」についての先行研究が、最近までほとんど存在しなかった。

ひきこもり事例において、いじめ被害により PTSD を発症した事例は多数ある。重篤な事例では、いじめ被害から一〇年以上を経ているにもかかわらず、再体験（いじめられる悪夢、いじめシーンのフラッシュバック）、回避（ひきこもり、学生集団への恐怖）、過覚醒（不眠、刺激への過剰反応）などの症状がみられる。こうした症状がしばしば攻撃性や家庭内暴力をもたらし、著しく低下した自己価値感情は自傷、希死念慮、自殺企図につながりやすい。

いじめと PTSD の関係については、いくつかの先行研究がある。とりわけ注目されるのは、二〇一二年に滝沢らが報告した研究成果である。本研究は、いじめ被害の五〇年間にわたる長期的な影響をコホート研究（追跡調査）としてまとめたものである。子ども時代に頻回にいじめ被害にあうと、その後四〇年あまりを経ても、社会的、経済的、あるいは健康面においても高いリスクを抱えることがわかった。メンタルヘルスに関しては、被害を受けなかった群に比べ、受けた群ではうつ病のオッズ比（かかりやすさ）が一・九五、不安障害のオッズ比が一・六五、自殺傾向のオッズ比が二・二一という結果となっていた。いじめ被害は、被害を受けて長期間を経た後にも、うつ病や PTSD などの発症率を高め、自殺リスクを高めるおそれがある。

当日は旭川いじめ再調査委員会の調査結果などもふまえ、より詳細な精神医学的評価と予防策について検討する予定である。

本発表に関する開示すべき COI はございません。

### 略 歴

筑波大学名誉教授。つくばダイアログハウス院長。

爽風会佐々木病院精神科診療部長（1987年より勤務）を経て、2013年より2024年まで筑波大学医学医療系社会精神保健学教授。2024年から現職。

日本思春期学会理事、日本病跡学会理事。2021年より公益社団法人青少年健康センター会長。専門は思春期・青年期の精神病理、精神療法、および病跡学。

著書に「文脈病」（青土社）、「社会的ひきこもり」（PHP研究所）、「ひきこもり文化論」（紀伊國屋書店）、「ひきこもりはなぜ『治る』のか？」（中央法規出版）、「ひきこもりのライフプラン」（畠中雅子との共著、岩波書店）「オープンダイアログとは何か」（医学書院）、「イルカと否定神学」（医学書院）など。訳書にヤーコ・セイックラ他著「開かれた対話と未来」（医学書院）がある。現在、雑誌『世界』で、「いじめ後遺症」を連載中。

# シンポジウム：旭川いじめ自殺事件を振り返る

7月12日（土）14：30～17：15



## いじめ防止のために—関係機関に対する提言

尾木 直樹

臨床教育研究所「虹」

「旭川市いじめ問題再調査委員会」として作成した報告書の第6章4項において、いじめ防止についての提言をまとめた。そこで主に述べたのが以下の点である。

- ①すべての児童生徒に性教育を保障すること
- ②児童生徒に寄り添い、実態に即した相談・支援、教育体制の整備を行うこと
- ③特別支援、障害特性などへの対応を丁寧にすること
- ④クラス内のカースト化を可及的に予防すること
- ⑤教育の原点に立ち帰ること
- ⑥いじめ防止の学校づくりの全体像を打ち立てること
- ⑦自治体がリーダーシップをとっていじめ対策に当たること

いじめ防止においては、学校や教育委員会だけで取り組むのでは十分ではない。自治体がリーダーシップをとり、関係機関とも連携しながら様々な対策を講じていくことが不可欠と言える。再調査報告書の提言を受けた旭川市は令和7年度より、市のいじめ防止対策を示した「旭川モデル」に提言内容を組み込み、着実に動き出している。これらの動きを踏まえながら、改めていじめを防止するために必要なことを皆さんと考えていく。

### 略 歴

1947年滋賀県生まれ。早稲田大学卒業後、私立海城高校、東京都公立中学校教師として22年間創造的な教育実践を展開。その後22年間大学教育に携わる。

2004年に法政大学キャリアデザイン学部教授に就任。2012年4月同大学教職課程センター長・教授。定年退官後、現在は法政大学名誉教授。

「天津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」委員、「旭川市いじめ問題再調査委員会」委員長など歴任。包括的性教育が学校で実践されることを目指し周知・啓発、普及活動を行う「一般社団法人包括的性教育研究協議会」を2023年に設立し、ポータルサイト「CSE HUB」を開設するなど、教育に関わる様々な分野で活動を行っている。



## 子ども時代のいじめ被害による中長期の心理的影響についての研究動向

榊屋 二郎

東京医科大学精神医学分野・東京医科大学病院こどものこころ診療部門

日本においては、いじめや嫌がらせ、ハラスメントの認知件数や相談件数は学校でも職場でも増加の一途をたどっている。1986年より国による学校でのいじめ実態調査が開始されたが、いじめ事例の見落としと恣意的除外が相次ぎ、批判や議論が起こって、いじめの概念と定義は拡大を遂げてきた。2011年の大津市におけるいじめ自殺事件は社会問題化し、2013年の「いじめ防止対策推進法」成立につながった。本法では、学校におけるいじめ定義や予防、対策について法的に規定されている一方、職場ではいじめ・ハラスメント全体を包括する施策はいまだなく、いくつかのハラスメントが各所管の法律等にて定義づけられ、予防や対策がうたわれている。小児期のいじめ被害体験は小児期逆境体験（ACEs）の定義拡大時に新たに加えられたように、人の健全な発達の過程に逆行するようなトラウマ体験であることが分かっており、心身の成長発達に大きな悪影響をもたらすことが分かってきた。いじめ被害による心理面・行動面への影響は、短期的には不安や抑うつ気分・登校困難などで生じるが、重篤になると自殺リスクが上昇する。一方で長期的に見ても、成人期以降のうつ病や不安症の発症、あるいは自殺関連問題のリスクを有意に高めることが報告されている。本発表では、小児期のいじめ被害体験の心理的影響の研究動向を我々の研究も含めて報告したい。なお本発表に関する開示すべきCOIはない。また本発表は倫理委員会の承認等は不要な総説的発表である。

### 略 歴

1998年 東京医科大学医学部卒業、2005年 医学博士、2007年 法務省神奈川医療少年院矯正医官、2012年 法務省関東医療少年院 医務課長、2014年 福島大学子どもメンタルヘルス支援事業推進室 特任教授、2016年 東京医科大学 准教授、2021年 親と子のサポートセンターふくしま 顧問、2025年 東京医科大学 精神医学分野 主任教授



## いじめと学校～学校や学校設置者における組織的課題を中心に～

藤川 大祐

千葉大学

2013年にいじめ防止対策推進法が施行され、学校や学校設置者（教育委員会等）には、法に従っていじめに対応することが求められるようになった。しかし、いじめ認知の遅れや否定、学校の組織的対応の不備、学校設置者への報告の遅れ、重大事態としての対応の遅れ等、学校や学校設置者の組織的対応に課題のある事例が多く指摘されている。

こうした課題の背景には、学校組織の構造的課題（隠蔽体質、縦割り、責任回避）、教職員の意識・行動・専門性の問題、学校外の関係機関等との関係性の問題、いじめ防止対策推進法や関連のガイドラインの実効性に関する問題等が議論されている。

こうした課題を克服する学校組織のあり方について実践的に検討すると、局面ごとに望ましい対応のあり方を示すことができる。いじめ防止に関しては、多くの児童生徒がいじめは悪いことを知りつつも、「いじり」や「ステメいじめ」（通信アプリでのステータスメッセージに、対象者を記さず「うざい」「消えてほしい」などと書くいじめ）のように言い逃れをしやすい行為がなされる状況を踏まえた防止策が必要である。いじめ認知においては、いじめの把握がアンケートや当事者・保護者からの訴えによる場合が約8割と多いことから、相談のしやすさを高める努力が必要である。初期対応においては、児童生徒が苦痛を抱えている可能性がある段階で組織的共有を行うことや、謝罪を急がないことが重要である。中長期的対応においては、被害児童の苦痛が急激に軽減されることは難しい一方で、学校や学校設置者への不信が被害児童への深刻な二次被害をもたらすという認識に立つことが重要である。

課題のある学校や学校設置者が望ましい対応をとれるようになるためには、具体的な方法の共有だけでなく組織体質の改善等が必要になると考えられる。具体的にどうするかについて、今後の研究が求められる。

※本発表に関する開示すべきCOIはありません。

### 略 歴

1965年東京都生まれ。東京大学大学院教育学研究科修士課程修了、同博士課程単位取得満期退学。2001年千葉大学教育学部助教授、2010年千葉大学教育学部教授（教育方法学）。2018年度より5年間、附属中学校長を併任。2023年度より教育学部長。メディアリテラシー、数学、道徳、ディベート、起業家教育、いじめ防止教育等、多様な領域の教材・授業プログラム開発を研究。自治体等のいじめ関連の委員を多数歴任。元千葉市教育委員。学校におけるいじめ問題には、研究者、校長、学校設置者、それぞれの立場から関わってきた。著書『「いじめに対応できる学校」づくり』（ぎょうせい、2021年）、『道徳教育は「いじめ」をなくせるのか』（NHK出版、2018年）等。

分科会：子どもの権利保障につながる調査委員会運営とは？  
～重大事態調査の現状と課題、今後あるべき方向性を考える  
7月13日（日）14：00～16：00

## 分科会

### 「子どもの権利保障につながる調査委員会運営とは？ —重大事態調査の現状と課題、今後のあるべき方向性を考える—」

いじめ防止対策推進法制定後、第28条による重大事態の調査が各地で行われるようになりました。ただ文部科学省のガイドライン策定などにもかかわらず、実際の調査委員会運営においてはさまざまな混乱が見られます。この混乱を緩和していくためにも、あらためて「子どもたちの権利保障」という視点から調査委員会運営の現状と課題を整理し、今後のあるべき方向性を考えていく必要があります。

そこで今回は、実際に調査委員会運営にかかわった研究者・専門職の立場から、ご自身の経験をふまえて、「子どもの権利保障」という視点から今の重大事態調査の現状と課題についての報告を受けて、みなさんと議論を深めたいと思います。

ちなみに今回は西日本において、なんらかのかたちで重大事態の対応にかかわった弁護士・ソーシャルワーカー・社会学研究者に報告をお願いしました。

また、報告要旨を見ていただければおわかりのとおり、たとえば重大事態調査の教育制度上の位置づけをめぐる諸課題、子どもたちへの支援と調査との関係、各研究者・専門職の役割や業務負担などの諸課題、事実認定のあり方や加害に及んだと認定された子どもへの対応に関する諸課題など、各報告者からはそれぞれのご経験・専門性をふまえて、今後長期にわたって検討を要する課題が提示されることが予想されます。

以上のような次第で、今回の分科会では、いますぐ今後の取り組みの示唆になることは得られないかもしれませんが、むしろ「まずは率直に日頃の悩みや迷い、葛藤などを率直に話せる場をつくること」を大事に考え、いま、私たちが重大事態調査の場面で直面する諸課題のありようそのものを一度、ことばにして表現し、整理していくことを、今回の分科会では目指しています。

文責：住友 剛（京都精華大学）

分科会：子どもの権利保障につながる調査委員会運営とは？  
～重大事態調査の現状と課題、今後あるべき方向性を考える  
7月13日（日）14：00～16：00



## いじめ重大事態調査の意義と限界

曾我 智史

尼崎駅前法律事務所

いわゆるいじめ重大事態調査（以下「いじめ重大事態調査」という）の目的は2つあり、「重大事態への対処」と「再発防止」である。しかしながら、教育制度ひいては社会との関係を考えるとき、それらにとどまらない目的があるのではないかは論点である。そこでは、一定数紛争性が高いと言える事案を調査することが想定されているからである。もちろん、いじめ重大事態調査は、紛争解決に資する側面はある。もっとも、関係者の傷ついた心の回復のみならず、教育制度や社会との関係でも、いじめ重大事態調査を位置づけなければ、却って、その存在意義が毀損され、いじめ調査制度そのものに対する信頼を失うことになりかねない。

いじめ重大事態調査が行われる要件は、いじめ防止対策推進法第28条1項に定められている。いじめの定義の広範性やいじめ重大事態ガイドラインで示された調査開始条件を踏まえると、現状では、当事者が「いじめ」という言葉を用い、学校に調査を求めてきた場合は、いじめ重大事態調査が行われる道が広く開かれていると言える。そして、そこで行われる調査は、児童生徒間の関係性について見れば、「いじめを訴えた当事者に、いじめられたという事実があったか否か」という限定された事象を取り扱うことが多い。

他方で、（自死事案を除き）調査対象となった児童生徒らの間では、いじめ重大事態調査開始後も、同調査終了後も、同じ学校に在籍し続ける限りは、同じ学校空間で過ごす関係性が継続する。

ここで問題は、いじめ重大事態調査の取り扱う事実の限定性が、事案によっては、却って、当事者間の関係性をより一層悪化させる懸念である。また、そもそも、いじめ重大事態調査は、（児童生徒らから見て）第三者が、当事者間に介入する様相そのものでもある。

具体的な調査事例をもとに、いじめ重大事態調査の意義と限界について考えるきっかけを提示する。

なお、本講演において開示すべきCOI関係にある企業等はない。また、事例を取り扱うが、公表されている報告書の事例を扱うものであり、個人情報やプライバシーにかかわる倫理上の問題は生じない。

### 略 歴

弁護士、社会福祉士。専門は、子どもにまつわる法律。現在、大阪市いじめ調査第三者委員会委員長。これまで、神戸、加古川、宝塚、岡山、相生など多数の自治体や私学で生徒自死事案やいじめ不登校事案の調査委員を務めてきた。兵庫県の児童相談所のアドバイザー、兵庫県内の市町の要保護児童対策地域協議会のスーパーバイザー、尼崎市子どものための権利擁護委員会委員長、（元）宝塚市子どもの権利サポート委員会委員長、特定非営利活動法人つなご（子どもシェルター）の理事長。現在、兵庫県播磨町で子どもオンブズパーソンの立ち上げに関わっている。大阪大学大学院法学研究科博士前期課程在学中。

分科会：子どもの権利保障につながる調査委員会運営とは？  
～重大事態調査の現状と課題、今後あるべき方向性を考える  
7月13日（日）14：00～16：00



いじめ重大事態調査委員会における  
スクールソーシャルワーカーの役割と課題

寺田千栄子

公立大学法人北九州市立大学 基盤教育センター・地域創生学群

いじめ重大事態調査委員会において、スクールソーシャルワーカー（SSW）を構成員として組織されることが増えてきている。当該委員会にSSWが参画することは、調査の質向上と当事者支援の両面で重要な意義を持つ。SSWは、教育と福祉をつなぐ専門職として、子ども中心の視点でいじめを多角的に捉え、背景にある家庭環境や貧困、発達特性、社会的孤立といった社会的要因をアセスメントする力を持つ。また、SSWは被害児童やその家族の「支援者」として、安心して話せる環境を整え、心理的安全への配慮を行う。子どもの声が埋もれがちな場面ではアドボカシー機能を果たし、尊厳の擁護に努める。さらに、福祉・医療・司法などの外部機関と学校の連携を図り、調査後の支援体制の構築や再発防止への実効性ある提言も可能である。学校文化や教職員の実情に理解があることから、現場に即した改善策の提示にも適している。

一方で、SSWの委員参加には課題もある。普段支援している学校や児童への調査を行う場合、「支援者」と「中立的調査者」としての立場の葛藤が生じ、信頼関係に影響を及ぼす可能性がある。また、SSWの役割が自治体により不明確で、他の専門職より意見が軽視されがちな実態や、調査に必要な法的知識・報告書作成スキルへの不安もある。さらに、SSWは複数校を兼務することが多く、突発的な調査業務の負担は通常業務や自身のメンタルヘルスにも影響する。

このように、SSWの専門性は調査委員会において大きな価値を持つが、その力を十分に発揮するためには、役割の明確化、研修機会の整備、業務負担への配慮といった制度的支援が不可欠である。今後、重大事態調査の質向上と学校全体の改善に向けて、SSWの積極的参画を促進し、その活動を支える体制整備が求められる。

なお、本発表に関する開示すべきCOIはない。

略 歴

北九州市立大学基盤教育センター・地域創生学群准教授 博士（保健福祉学）  
一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局長 等  
教育、医療現場でのスクールソーシャルワーカーの経験などを経て現職。いじめ重大事態調査委員会委員や福岡県立学校いじめ防止対策推進委員などを務める。特に、近年はLGBTQ+への学校ソーシャルワークについて研究を進めている。  
近著：『LGBTQ+の子どもへの学校ソーシャルワーク—エンパワメント視点からの実践モデル』（明石書店）など

分科会：子どもの権利保障につながる調査委員会運営とは？  
～重大事態調査の現状と課題、今後あるべき方向性を考える  
7月13日（日）14：00～16：00



いじめ事実の認定と「加害者」の声：  
重大事態調査の「中立性」はいかに担保されるのか

今井 聖  
琉球大学

本報告では、いじめの「加害者」とされる側の経験を検討することから、重大事態調査の課題を考察する。

いじめ調査の過程においてはしばしば、いじめの被害を訴える側よりもむしろ、「加害者」とされる子どもやその保護者の側にある種の被害経験がもたらされる傾向がある。そうした事態は、「被害者」側に寄り添った対応が求められてきたなかで、「加害者」とされる子どもやその保護者の側に対しては十分な配慮がなされてこなかったという、制度的な非対称性に起因している。この制度的な非対称性をきちんと見つめた上で、よりフェアな制度づくりや運用のあり方が求められる。本報告では、あえて「加害者」とされる側の経験に焦点化することで、この点を主張する。

これまで、いじめ防止対策推進法を契機として整備されてきたいじめをめぐる近年の制度的状況下において「加害者」とされる側がいかなる立場に置かれ、どのような経験を強いられてきているのかという点は、ほとんど注目されてこなかったと言わざるを得ない。ただし、『因われのいじめ問題：未完の天津市中学生自殺事件』（2021年、岩波書店）所収の論考「『いじめの加害者になる』という経験：元生徒と保護者の語り」（越川葉子担当）など、経験的な調査にもとづいて当事者の経験に迫った議論もわずかに存在する。

こうした議論の蓄積を踏まえて、本報告では、いじめ防止対策推進法の施行以降に発生した、ある中学生の自殺事件を事例として取り上げる。その事例をもとに、重大事態調査にもとづく事実認定のプロセスにおいて生じる「経験の政治学」の様相を検討する。この検討を通じて浮かび上がるのは、いじめの「加害者」とされる側の主張が尊重されず、一方的な事実認定に陥ってしまう場合がある、いわゆる第三者調査委員会の事実認定という制度的な実践に備わる問題である。

なお、本研究は研究対象者の承諾を得て実施されるものである。

略 歴

教育社会学専攻。主に社会学の立場から、子どもの自殺問題、いじめ、少年院における矯正教育、大人と子どもの相互行為分析などの研究テーマに取り組んできている。博士（教育学）。私立学校で常勤講師（社会科）として勤務した経験も有する。立教大学文学部で教育研究コーディネーターに従事したのち、2022年より琉球大学教育学部講師（現在に至る）。2025年2月に単著『子どもの自殺問題の社会学：学校の「責任」はいかに問われてきたのか』（勁草書房）を上梓。

分科会：子ども中心に、それぞれの視点で、次の一步を考える  
～いじめにおける多職種連携を題材に～  
7月13日（日）14：00～16：00

## 分科会

### 「子ども中心に、それぞれの視点で、次の一步を考える ～いじめにおける多職種連携を題材に～」

本分科会では、テーマを「子ども中心に、それぞれの視点で、次の一步を考える～いじめにおける多職種連携を題材に～」とし、いじめ問題に対して子どもを中心においた多職種の視点から、今後のさらなる連携のあり方を探求することを目的とした。いじめ問題は、複雑化・困難化する事案も多く、学校を中心としながらも、重大事態化させないために教育、法律、心理、福祉の各分野が連携し総合的な支援体制を構築する必要がある。

今回、教育の立場からは、養護教諭として日頃から抱くいじめ問題への葛藤や気づきを含めて事案を通して解説するとともに、学校の「いじめ基本方針」の組織的な進め方について触れる予定である。いじめの予防には、子どもたちの自己肯定感や共感力を育む道德教育や、いじめのサインを見逃さない教員研修、学校全体でのいじめ防止プログラムの推進が求められる。

心理の立場からは、スクールカウンセラーとして「チーム学校」における行動連携の在り方や、子どもの心の傷に着目し早期の心理的支援の必要性に触れ、また、加害側の行動改善や成長に向けたカウンセリングや対人関係力の育成を目的とした心理教育等の必要性についても取り上げる予定である。

法律の立場からは、いじめ防止対策推進法や児童福祉法に基づき、学校や関係機関が果たすべき役割と責任を明確化し、子どもの権利擁護と安全確保について触れつつ日頃のスクールロイヤー活動の立場から具体的な提言を行う。

福祉の立場からは、学校が家庭や地域社会との連携を強化し、子どもたちの生活環境や子どもの背景に根ざした支援の重要性を取り上げる。スクールソーシャルワーカーは、家庭内の問題や社会的孤立、経済的困難など子どもが抱える多様な課題を把握し、具体的には、家庭訪問や地域資源の活用、関係機関との情報共有を行い、子どもの安全と福祉を守るためのネットワークを構築する。

分科会：子ども中心に、それぞれの視点で、次の一步を考える  
～いじめにおける多職種連携を題材に  
7月13日（日）14：00～16：00



チーム学校における多職種連携を考える～心理職の立場から～

石川 悦子

こども教育宝仙大学こども教育学部教授

スクールカウンセラー（SC）として「チーム学校」における行動連携の在り方を考える。いじめ問題は、言うまでもなく早期発見、早期対応が重要である。子どもの心の傷に着目し早期の心理的支援の必要性に触れ、また、加害側の行動改善や成長に向けたカウンセリングや対人関係力の育成を目的とした心理教育等の必要性についても取り上げる予定である。

昨今は、保護者の訴えも複雑になっており、初期対応において学校が苦慮する事案も増えているように思う。子ども同士の問題が、いつしか大人（保護者）間の問題へ移行し、その結果として不登校状態の長期化、転校や退学の問題にまで発展するケースがみられる。

いじめの兆候を早期に察知し迅速に対応する体制を整えるためには、定期的な心理相談やSCによる全員面接他、予防開発的な心理教育を推進しつつ、子どもたちが気軽に相談できる環境を作ることが重要である。また、いじめ被害者への心理的なケアを継続的に行うと同時に、加害者への指導や対応も不可欠であり、加害側の行動の背景にある心理的要因や問題を理解し、成長を促す指導が求められる。それに際しても校内の役割分担が不可欠となる。

今回は事例そのものを詳細に報告する形は取らず、校内外の教育、法律、福祉、心理、医療の専門家が連携し、いじめ問題において、子どもの心理的ニーズに応じた支援過程でポイントと感じたことを報告する予定である。その上で、いじめ問題に組織的な対応を実現するためには、日頃から多職種がお互いの専門性を理解するとともに、ネットワークを築いておくことが求められる。情報共有と確実な行動連携のための定期的な会議やケースカンファレンスの在り方についても、フロアとともに議論を深めたい。

なお、本発表に関する開示すべきCOIはございません。

略 歴

専門は学校臨床心理学。公立の教育相談所相談員を経て、東京都公立学校や私立中高一貫校（小学校併設）にてスクールカウンセラーとして約20年勤務。認定専門公認心理師、臨床心理士として、現在は本務先の学生相談室長、中野区子どもの権利救済委員（オンブズパーソン）などを兼任している。現在、文部科学省第13期中央教育審議会初等中等教育分科会臨時委員、教員養成部会委員。こども家庭庁いじめ調査アドバイザー及びいじめの重大化要因等の分析検討会議委員。公益社団法人日本公認心理師協会理事・教育分野委員長。東京都杉並区・葛飾区・豊島区・府中市いじめ問題対策委員会委員（第3者委員会）等を受任している。

分科会：子ども中心に、それぞれの視点で、次の一步を考える  
～いじめにおける多職種連携を題材に  
7月13日（日）14：00～16：00



## チーム学校における多職種連携を考える～弁護士の立場から～

鬼澤 秀昌

おにざわ法律事務所

いわゆるスクールロイヤーについては、2020年度から普通交付税措置が講じられるとともに、文部科学省は「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を作成し、学校現場の教育行政における法務相談体制の構築を促進している。実際、2024年に実施された「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和5年度）」の結果では、スクールロイヤーを配置する市町村等（中核市を含む。）は令和4年度と比較して40自治体以上増加している。また、文部科学省は、令和6年度からは「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」を実施し、多様な専門職との連携を促進している。

他方、「弁護士白書2023年度版」によれば、学校に助言や代理を行う弁護士の数は全国でわずか253名にとどまっている。これに対し、全国の小学校、中学校、高等学校といった初等中等教育段階の学校数は3万5000校を超えているのが現状だ。この数字を比較すると、学校現場で個々の問題に弁護士が直接関与することは、量的には極めて困難であると言わざるを得ない。結果として、現実的には学校現場の教職員が持つ「コーディネート力」、つまり外部の専門家と連携し、問題を解決に導く能力に頼らざるを得ない状況にある。

専門家との連携を円滑に進めるためには、①情報収集、②専門家の活用想起、③相談準備、④相談実施、⑤相談内容の反映、⑥実行のプロセスを踏むことになる。弁護士の立場から、これらのプロセスにおける各ステップで、学校がより相談しやすくなるような環境を整えるあり方を検討する。また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの他の専門職との連携を促進するためには、弁護士側からも積極的にコミュニケーションを働きかける必要がある。今後、学校現場の教職員や他の専門職との間で、互いの専門性を理解し、効果的な連携を実現するための具体的な方策について、議論を深めていく。

### 略 歴

司法試験合格後、教育系NPO法人の常勤スタッフとして勤務。その後、大手法律事務所を経て、教育・NPO分野に注力するため2017年に「おにざわ法律事務所」を開業。第二東京弁護士会・子どもの権利委員会、日本弁護士連合会・子どもの権利委員会、日本スクール・コンプライアンス学会などに所属。2020年から文部科学省スクールロイヤー配置アドバイザーも務める。

分科会：子ども中心に、それぞれの視点で、次の一步を考える  
～いじめにおける多職種連携を題材に  
7月13日（日）14：00～16：00



## スクールソーシャルワーカーも活用した多職種連携について

牧野 晶哲

白梅学園大学子ども学部子ども学科准教授

私からは福祉（スクールソーシャルワーカー（以下SSW））の立場から多職種連携について述べる。ただし自治体によっても状況が異なるため、あくまで一般的な指摘及び提言が多くなることはご了承ください。

### 【項目】

- (1) 多職種連携のための土台づくり
  - ①自治体いじめ防止対策基本方針及び学校いじめ防止対策基本方針の確認
  - ②学校いじめ防止委員会へ参画するための条件整備
- (2) いじめ予防及び早期対応のための学校づくり
  - ①子どもの学校生活の把握
  - ②いじめアンケート調査等のスクリーニング
  - ③保護者や地域社会と協働した安全な学校づくり
- (3) いじめへの適切な対応のための多職種連携
  - ①事実確認と事実認定への協力
  - ②いじめ問題が生じた背景事情の把握及び分析（アセスメント）
  - ③被害の子どもへの対応ならびに加害の子どもへの指導や支援
  - ④外部機関との連携の判断に係る助言とその後の対応
  - ⑤再発防止に向けた取り組み

### 【概要】

いじめ防止対策推進法にも福祉専門職の必要性が示されているが、まだ配置人数が十分でなく運用形態が『派遣型』の場合は学校いじめ防止委員会にもほとんど参画できていない。多くのSSWがいじめの二次被害でもある不登校の子どもへの対応が中心となっている。早期対応やチーム学校が声高に叫ばれているが、SSWの場合はその体制を整えることが急務の課題である。

次にSSWが学校いじめ防止委員会に参画することによって期待されることの1つめにケース会議の充実がある。2つめにいじめが生まれる背景事情、児童生徒の人間関係、学校の組織的対応状況などのアセスメントの充実が図れる。3つめにいじめ問題への適切な対応と再発防止に向けて学校と共に協働できる。上記の内容について、これまで経験した重大事態調査などを踏まえると共に、SSWの有効活用も含めた多職種連携の意義について報告していく。

本発表に関する開示すべきCOIはございません。

### 略 歴

東北福祉大学大学院修士課程修了（社会福祉学修士）。2010年より現任校に着任。主な研究テーマはスクールソーシャルワーク実践で、大学での社会福祉士養成課程やスクールソーシャルワーカー教育課程での教育と並行して、東京都、栃木県、杉並区、文京区、足立区など複数の自治体でスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを務めている。また杉並区、中野区、台東区がいじめ問題対策委員（第三者委員）担っており、重大事態調査にも複数携わっている。その他、いじめ予防にもつながる子ども同士の人間関係構築に向けたワークショップ（RJサークル）を小学校・中学校・高等学校等で実践している。

分科会：子ども中心に、それぞれの視点で、次の一步を考える  
～いじめにおける多職種連携を題材に  
7月13日（日）14：00～16：00



現場をつなぎ、視点をひらく  
—いじめ対応を支える多職種連携の実践と可能性—

佐藤 牧子

東京学芸大学附属小金井小学校

いじめ問題は年々複雑化・困難化し、学校単独での対応には限界がある。いじめやその再発、重大事態を未然に防ぐためには、子どもを中心に据えた上で、教育・法律・心理・福祉といった多様な分野が連携し、総合的な支援体制を構築することが不可欠である。本ケースでは、学校を基盤とした多職種連携のあり方について、養護教諭の立場からの実践と考察を共有する。

取り上げる事例は、校内のいじめ防止対策委員会で対応していた案件である。教員間において、被害児童および加害児童への聞き取りを行い、情報共有をしても認識にズレが生じ、対応を検討することに難航した。本ケースは、これまで学校が経験していないケース且つ、被害児童保護者からの難しい要望もあった。校内のいじめ防止対策委員会では、前例に捉われず、できるだけ早く再発防止策を積極的に提案する教員がいる一方で、慎重に対応を検討しようとする教員の声もあり、方針の統一が困難であった。そうした状況から、また、被害児童の保護者からの要望に対し、学校は法的根拠や対応方針に関する判断材料が不足しており、現場は混乱していた。

こうした状況において、スクールソーシャルワーカーの介入が転機となった。ソーシャルワーカーが問題状況を多面的にアセスメントし、スクールロイヤーとの連携によって法的観点が整理された。さらに、スクールカウンセラー、教育相談室の心理士、主治医などとの連携が進み、被害児童・加害児童双方に対する支援体制が組織的に構築された。

本ケースでは、筆者が養護教諭として校内支援体制のコーディネートを担う中で、子どもを中心に据えた支援の必要性と、多職種の「それぞれの視点」を活かす対話の場づくりの重要性について述べる。多職種間の連携は、単なる分担ではなく、互いの専門性を認め合い、時に重なり合いながら「次の一步」をともに探る営みであると捉え、その実現に向けた課題と可能性を考察する。

本発表に関する開示すべき COI はございません。

## 略 歴

私立高校勤務を経て、2004年より東京学芸大学附属小金井小学校にて養護教諭および特別支援教育コーディネーターを兼務。校内いじめ防止対策委員会では、児童へのサポートや学校内外の支援体制構築に向けたコーディネートを担う。養護教諭としての実践に加え、2018年よりICTを活用したインクルーシブ教育の推進に取り組み、セミナーやYouTube（東京学芸大学附属小金井小学校 ICT 部会 -YouTube）等で普及活動を行う。東京学芸大学大学院教育学研究科修了。2020年一般社団法人日本学校保健学会の学会賞を受賞。著書に『Unlock Learning —特定分野の特異な才能への支援は、すべての子どもの学びにつながる』がある。

## 謝 辞

【広告協賛】  
金剛出版  
中央法規

【出版】  
明石書店  
金剛出版

2025年7月12日現在  
(50音順／敬称略)

本集会を開催するにあたり、上記の企業、団体、個人の方々をはじめとして皆様の多大なるご協力およびご厚情を賜りました。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

一般社団法人 子どもいじめ防止学会 設立記念大会  
大会長 野村 武司

## 学校コミュニティへの緊急支援の手引き(第3版)



福岡県臨床心理士会 編  
窪田由紀 編著

事件・事故・災害、突然起こる学校の危機への対応システムの構築と渦中での対応に、コロナ禍で展開されてきた支援を加えた第3版。

A5判 340頁 定価4,180円

## 事例にまなぶ認知行動療法

子ども×学校の困りごとが解決に向かうマインドセット



西川公平 著

舞台は子ども×学校。スクールカウンセラー／開業セラピストとしてデータ分析とケース研究の両輪で悩みをときほぐすユニークな事例集。

A5判 200頁 定価3,080円

## 思春期・青年期トラブル対応ワークブック



小栗正幸 著  
特別支援教育ネット(制作委員会)

発達障害・愛着障害・被虐待経験——。配慮が必要な人へのさまざまなトラブルに対処する“虎の巻”。

B5判 200頁 定価2,640円

## 学校現場から発信する 子どもの自殺予防ガイドブック



阪中順子 著

学校教育の現場で教師・スクールカウンセラーとして自殺予防教育に関わってきた著者による子どもの自殺への緊急提言。

A5判 260頁 定価3,080円

## いじめサインの見抜き方



加納寛子 著

いじめを解決する鍵はどこにあるのか。言動、持ち物、SNS…。子どもの様々な異変を読み取り早期解決を図る視点と方策を一冊に凝縮!

A5判 192頁 定価2,640円

## 学校における自傷予防(DVD付)

『自傷のサイン』プログラム実施マニュアル



D・ジェイコブ, B・ウォルシュ他 著  
松本俊彦 監訳

学校での自傷問題に対して、本人、保護者、教師が一体となって取り組むプログラムを、実施マニュアルとDVDを用いて解説する。

A5判 110頁 定価3,080円

# 臨床心理学

Vol.25 No.4 特集 **トラウマインフォームドケア**

増刊第16号 **臨床心理実践サバイバルガイド**

臨床心理学の今を伝える専門誌 B5判160頁/年6回(隔月奇数月) 発行/定価1,980円(増刊2,860円)/年間購読料14,740円(増刊含む, 送料小社負担)

# 精神療法

Vol.51 No.3 特集 **妊娠・出産という経験**

増刊第12号 **アディクション支援のフロントライン**

わが国唯一の総合的精神療法研究誌 B5判130頁/年6回(隔月偶数月) 発行/定価2,420円(増刊3,300円)/年間購読料17,820円+税(増刊含む, 送料小社負担)



ISBN978-4-8243-0250-2

子どもの思いとかかわり方がわかる

## 先生のための 不登校対応 サポートブック

- 原田直樹＝著
- 定価 2,200円(税込)
- 2025年5月発行
- A5判・204頁

小中学校の不登校の子どもの数は約35万人。その対応に苦慮している先生も多い。長年支援者として学校の先生とともに不登校支援に取り組んできた著者が、子どもの「声」をふまえ、先生の役割と連携の方法をわかりやすく解説する。保護者への対応、資源・制度の活用方法も解説。



ISBN978-4-8243-0125-3

## エデュケーショナル・ マルトリートメントの 理解と対応

教師と支援者が  
「教育虐待」を  
防ぐためにできること

- 大西将史、廣澤愛子＝編著
- 定価 2,420円(税込)
- 2024年9月発行
- A5判・210頁

子どもの幸せを願うあたりまえの心理が、子どもを傷つけてしまう。「教育虐待」とともに注目を集めているエデュケーショナル・マルトリートメントについて、教師と支援者が正しく理解し、支援するための知識と実践方法をまとめた。多様な事例をもとに支援の実際を解説。



ISBN978-4-8243-0129-1

## 教師、支援者、親のための 境界知能の人の 特性と支援が わかる本

- 梅永雄二＝著
- 定価 1,980円(税込)
- 2024年10月発行
- B5変形判・128頁

IQが70から84程度にあり、実行機能等の弱さから学業面や生活面で困っている「境界知能」の人たちは、障害認定の狭間にあり、福祉サービスからこぼれてしまうことが多い。本書では境界知能の理解を促し、必要な支援や受けられるサービス等について解説する。



ISBN978-4-8243-0282-3

## 「援助を求める力」 を大切にす支援

子ども・保護者・教師の援助要請

- 阿部利彦＝編著
- 定価 2,200円(税込)
- 2025年6月発行
- A5判・188頁

「教えて」「手伝って」と言うことがなかなかできない子どもたちは多い。本書では、子どもたちが「人に援助を求めてうまくいく経験」を積み重ね、自立・社会参加につながるよう、教師の働きかけのコツやクラスづくりのポイント等をわかりやすく解説。保護者、教師の援助要請についても考える。

# こえ わたしの声をきいて

●シリーズ全5巻 ●各3,520円(税込) ●A8判・上製

さまざまな状況にある子どもたちのことを「本人の声」の形で紹介する、小学校低学年向けの絵本シリーズ。巻末では、当事者の子どもが困っているときどうすればよいのか、まわりの子どもはどう接したらよいのかを子どもたちにわかるように説明している。大人向けの解説ページもあり、授業や読み聞かせにも活用できる。



外国にルーツのある  
子どもが  
知りたいこと

- 吉富志津代＝監修
- 32頁

ISBN978-4-8243-0236-6



学校に行くのが  
つらい子どもの  
気持ち

- 石井しろう＝監修
- 36頁

ISBN978-4-8243-0237-3



家族のお世話を  
している子どもの  
本当の気持ち

- 野尻紀恵＝監修
- 36頁

ISBN978-4-8243-0238-0



病気や障害のある  
兄弟姉妹がいる子どもが  
思っていること

- 藤木和子、  
柳田めぐみ＝監修
- 32頁

ISBN978-4-8243-0239-7



医療的ケアが  
必要な子どもの  
気持ち

- 一般社団法人日本  
医療的ケア看護職  
員支援協会＝監修
- 36頁

ISBN978-4-8243-0240-3